沼津市立第四中学校 R7 校内生活の約束

- 1 学校生活 ※どの人にとっても、より良い集団生活にするために、以下のことを守る。
 - ① **決められた時刻にそろえるよう準備する。**(登下校、朝・帰りの会、授業の開始等など、先を見て行動)
 - ② 他の迷惑となる行為をしない。

(集会や授業などでは私語を慎む、校舎内で大声を出したり暴れたり走ったりしない など)

- 2 対人関係 ※四中人権宣言を実現するために、以下のようなことがあってはならない。
 - ①暴力をふるったり、暴言をはいたりする。②脅す。③嫌がらせをする。
 - ④不当なことを命令する。
- 3 服装
 - ◎ 制服 ※季節や各自の健康状態に応じて、夏服または冬服を着用する。
 ※登校は制服。
 - ※下校は学校の服装、または部指定の服装とする。(休日を含む。)

【学生服】

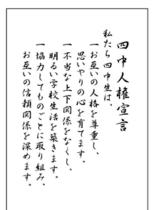
- ・冬服【3年】黒の詰め襟、長ズボンの学生服、白のワイシャツ 【1~2年】ブレザー上下、白のワイシャツ
- ・夏服 【 3年 】白のワイシャツまたは開襟シャツ〔裾はズボンの中に入れる〕、黒の長ズボン 【 $1\sim2$ 年】ブレザー下、ポロシャツ(裾は出しても良い)

【セーラー服】

- ・冬服 【 3年 】 襟と胸当てにマークの入った紺のセーラー服、紺のネクタイ 紺のスカート (普通のひだスカート)
 - 【1~2年】ブレザー上下、白のワイシャツ
- ・夏服 【 3年 】 冬服と同じ型でマークの入った白のセーラー服 紺の夏用リボン、紺のスカート
 - 【1~2年】ブレザー下、ポロシャツ(裾は出しても良い) 体育着、ワイシャツ等はズボンの中にしまい、袖のホックやボタンはとめる。
 - ① 袖をまくり上げる時はしっかりと折る。ズボンの裾はまくりあげない。スカートを折らない。
 - ② 肌着を着る。ただし、柄等が透けにくいものにする。
 - ③ 靴下の色は白または黒、紺とする。
 - ④ ジャージを着用する場合は、正しく着る。腰に巻かない。
 - ⑤ 寒い場合は、手袋、マフラー、防寒着 (セーター、カーデガン等) を着用してもよい。 ただし、防寒着を制服またはジャージから出さない。また、黒タイツも着用可とする。
 - ⑥ 携帯用カイロは持参可とする。ただし、**カイロは必ず家に持ち帰って捨てること**。
- ◎ 着替え ※着替えが必要な場合は、自分で日課を考えて事前に着替えておく。また、衣替え期間は設けない。
 - ① 朝は制服で登校する。 清掃時は、体操着またはジャージで取り組む。
 - ② 始業式や終業式、卒業式等の行事は全生徒制服とする。学期テストの日は全教科(終日)制服で受験する。
- 4 頭髪等の身だしなみ

学校教育目標「社会人基礎力を備えた人」の通り、公の場に立つのにふさわしい髪型を考えること。

- ① 授業や運動のさまたげにならない。
- ② 人に**不快感を与えない**。(パーマ、そりこみ、脱色、染色等加工は禁止。)
- ③ ゴム、ピンの色は黒・紺・茶で飾りのないシンプルなものとする。
- ④ 眉を剃ったり、化粧をしたりはしない。
- ★ 教師や保護者の助言・指導は積極的、主体的に受け止める。



- 5 履物 ※運動に適した靴 (運動靴) を用いて通学する。
 - ① ハイカットは運動に適さないため不可とする。だらしのない履き方(かかと踏み、ひもを縛らない)はしない。
 - ② 校内で使用する上履きには記名をする。
 - ★ 教師や保護者の助言・指導は、積極的・主体的に受けとめる。

6 所持品

- ① カバンは四中指定の黒リュックとする。カバンに入りきらないものについては、四中指定のサブバッグを使用する。自分のカバンが分かるように目印になるもの【自分の握り 拳 より小さいもの】を1つのみ付けて良い。
- ② 学校生活に必要のない物品(金銭、携帯、スマホ、お菓子等)並びに危険物と認められる物は学校に持ってこない。持ってきた場合は学年で一時預かり、保護者を通して返却することとする。
- ③ 個人所有のボールは持ってこない。

7 上履き、ジャージなどの貸し出し

- ① 上履きを忘れた場合は、職員室の学年教員に申し出て、貸し出しサンダルを借りる。
- ② ジャージと体操服の貸し出しは、特別な場合を除いて認めない。
- ③ 箸を忘れた場合は、職員室に割り箸をもらいに行き、持ち帰る。

8 外出

- ① 登校後(生徒玄関を通過して校舎内に入った後)の外出は許可されない。
- ② 忘れ物は、原則として家に取りに行かない。家庭に連絡が必要な場合は、職員室に申し出る。

9 欠席等の届出、遅刻の手続き

- ① 病気その他やむを得ない理由により、欠席・早退・遅刻をする場合には、当日の朝、**保護者が学校にリーバーで** 8:00までに連絡する。電話で連絡したい場合、7:40以降に連絡する。
- ② 8:10から朝の会が開始できるように登校。遅刻した場合は職員玄関から入り、職員室で手続きをする。

10 盗難・拾得・破損

- ① 所持品の盗難・紛失にあった場合や物品を拾った場合には、できるだけ早く教師に届け出る。
- ② 学校の施設並びに物品を破損した場合は、ただちに教師に申し出て、その指示をうける。

11 施設備品使用

- ① 学校備品を使用するときは、教師の許可をうけて使用するとともに、大切に取り扱う。
- ② 火災・地震等の緊急時を除き、上履きのまま校舎外へ出ない。 (上履きで生活する範囲を守る。)
- ③ 土日曜・祝祭日・休業日は、許可なく校舎内に立入ることはできない。

12 清掃・整頓

- ① 各学級は分担区域を責任もって常に清潔にし、整頓しておく。
- ② 自分の持ち物はロッカーや机の中に入れ、床の上に置かない。また、防災上の理由から、机の横にサブバックはかけない。

13 戸締り

① 学級当番または清掃当番は清掃時及び下校の際、責任をもって戸締まりをする。また、部活動で使用した部室 および教室の戸締りはその部で責任をもつ。

14 災害防止

- ① 理科実験並びに技術家庭科実習等において、教師の監督以外は火気の使用を禁止する。
- ② 火災や地震等の非常事態が発生した場合は、すべて教師の指示に従って行動する。